

令和3年度 大田区国民保護協議会
議事録

令和4年2月4日

○危機管理室長

皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、大田区国民保護協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

私は、大田区総務部危機管理室須川でございます。本協議会の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

現在東京都は、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間中でございます。こうした中での本日の会議の開催方法でございますが、感染拡大防止の観点から、リモート形式での開催とさせていただきました。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、接続不良等がございましたら、事務局までお知らせいただければと存じます。

それでは、ただいまから大田区国民保護協議会を始めさせていただきます。

はじめに、国民保護協議会の位置付けにつきまして、皆様でご確認をいただきます。国民保護協議会は、国民保護法、いわゆる「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に定めがあり、区市町村単位で設置が義務づけられている会議体でございます。その設置目的でございますが、当該区域における国民保護計画の作成、変更及びその実施の推進のほか、区長の諮問に応じて、当該区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること、とされております。本日は議題として3点、ご報告及びご説明をさせていただきます。

まず、これまで大田区で実施してきました取り組みをご報告させていただき、あわせて、大田区国民保護計画及び大田区国民保護協議会運営規程の一部修正について、皆様にご審議賜りたく存じます。

続いて、関係機関の皆様から、それぞれの機関で実施しているテロ対策等の国民保護に関連する取り組みについて、ご報告を賜ります。

最後に、国民保護事業に関する大田区の今後の取り組みについて、ご説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

次にこの会議の公開についてでございますが、保安対策上、公開できない情報を除きまして、議事録を作成し公開することとしております。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

続いて国民保護協議会委員の皆様のご紹介でございますが、お時間の関係もございません。大変恐縮ではございますが、委員名簿の配布をもちまして、これに替えさせていただきますと存じますのでご了承の程よろしくお願い申し上げます。

本日の国民保護協議会の人数ですが、本日の参加者数は過半数を超えてございますので、この協議会は成立するということとなりますことをご報告申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、大田区国民保護協議会の会長でございます松原大田区長からご挨拶申し上げます。松原区長、どうぞよろしく願いいたします。

○大田区長

それではご挨拶させていただきます。本日は、国民保護協議会へのご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

多くの委員の皆様におかれましては、防災会議からの引き続きのご出席となろうかと思いますが、国民保護協議会につきましても、防災会議と同様に、感染防止対策のため、オンライン形式での会議とさせていただきます。委員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、円滑な議事進行にご理解とご協力の程をよろしくお願いいたします。

さて、国民保護は、平成16年の国民保護法成立等を契機として始まったものであり、外国による我が国への軍事力による攻撃や、国際的なテロ等から区民を守る、大変重要な仕組みであります。

国民保護法の成立を受け、区は平成18年3月に国民保護協議会を設置し、平成19年3月に国民保護計画を策定いたしました。

その後、平成28年度に国民保護計画の修正や、令和元年の国民保護図上訓練等を経て現在に至っております。

この間、国民保護の対象となるような事態は、幸いなことに国内で発生していませんが、世界中には様々な安全保障上のリスクが存在しているのが実情となっております。我が国周辺を見ても、北朝鮮による弾道ミサイル等の発射が繰り返されています。また、ロンドンやパリなどの大都市では、大規模なテロが発生し、多くの犠牲者が発生しています。

さらに国内では、厳密に言うと国民保護法の対象となる事態ではありませんが、無差別に多くの人命が突然失われる京都や大阪での建物放火事件や、列車内での殺傷事件等、人々の安全安心を揺るがすような事件が発生しております。

こうした状況を受けて、大田区では、これまで東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催に伴い、懸念されていた大規模なテロ等から、区民の安全を守るための対策を重視して取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、東京2020オリンピック・パラリンピック大会は、1年延期の上、無観客となりましたが、大きなトラブルもなく無事開催することができました。

そこで、今回の国民保護協議会では、これまでのオリンピック・パラリンピック大会に向けた取り組みを振り返るとともに、今後の取り組みの方向性について協議していきたいと思っております。

議題1は、区の方から、これまでの区の取り組みについて報告をさせていただきます。あわせて、国民保護計画の部分的な修正と、国民保護協議会の運営規定の一部修正についてお諮りさせていただきます。

議題2は、関係機関のテロ対策等の取り組み状況について、情報を共有いたします。

議題3は、今後の大田区における取り組みについて報告させていただきます。

防災会議でも触れましたように、昨年の区の世論調査で、区民の施策の中で特に力を入れて欲しいことの1番目が「防災対策」でしたが、2番目は「防犯対策」となっております。地震や豪雨などの自然災害と異なり、大規模なテロ等、人が意図的に発生させる危険は、関係機関の皆様との協力・連携により、しっかりと備えることが重要になっております。

こうした観点から、委員の皆様におかれましては、それぞれの知見から国民保護の取り組みについてご意見をいただきたいと考えております。

本区の国民保護対策が、より一層充実したものとなりますように、一層のお力添えを賜りたく、改めてお願いを申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

○危機管理室長

どうもありがとうございました。

それでは議事に入ります。ここからの進行は、会長でございます松原区長にお願いいたします。

○大田区長

それでは、次第に沿いまして、議事を進めさせていただきます。

本日の議事の1点目、「区の国民保護の取り組み状況について」でございます。内容につきましては、事務局から説明をさせていただきます。お願いします。

○防災計画担当課長

それでは議題の1点目、区の国民保護の取り組み状況について、事務局から説明させていただきます。私は防災計画担当課長の甲斐と申します。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、説明に入らせていただきます。資料番号2番、「令和4年大田区国民保護協議会の議事概要」をご覧ください。まず、区の国民保護の取り組み状況について報告をいたします。

現行の国民保護計画は、平成28年度に修正されましたが、この際東京2020オリンピック大会に向けた取り組みの推進が計画にも明記されております。特に競技会場や関連イベントの会場等で懸念されておりました大規模なテロ等から、来場者や周辺にお住まいの区民の安全を守ることが課題となっていました。

このため区は、令和元年度に、緊急対処事態4類型のうちの一つである大規模集客施設への攻撃について、計画の作成や研修会、訓練等を実施しました。

緊急対処事態と申しますのは、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃事態とは異なり、

国際的なテロ組織による自爆テロ等であり、多くの方々が集うホールやターミナル駅など、大規模集客施設へのテロ、あるいは危険物貯蔵施設へのテロ等を四つの類型がございます。

令和元年度の図上訓練は、東京オリンピック・パラリンピック期間中に関連のイベントとして、パブリックビューイングが行われる予定であった大田総合体育館に、爆発物が仕掛けられたとの想定のもと、対策本部の設置、警戒区域の設定、来場された観客や、施設の周辺住民の避難誘導等に関する現地連絡調整所の調整要領等について、訓練をいたしました。

次に、大田区の国民保護計画の部分修正について説明をいたします。国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が起こった場合に、区民の生命、身体及び財産を保護するため、定めるものであり、平成19年2月に作成をし、その後平成29年2月に修正をしました。今回の修正は部分修正でございます。東京都国民保護計画との文言をすり合わせる、整合を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックの終了を踏まえ、区の組織改正などの経年変化に伴う事項を修正するものとなっております。細部は、大田区国民保護計画変更案の新旧対照表の通りでございます。

続いて、大田区国民保護協議会運営規定の部分修正についてですが、これは大田区国民保護協議会運営規程に、書面開催を可能とする規定を新たに追加することでございます。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、防災会議につきましてはすでに同様の規定がございますので、今回この国民保護協議会の運営規定の中に明記するという趣旨で修正をするものでございます。私の説明は以上でございます。

○大田区長

ありがとうございました。質疑応答に移りたいと思います。質疑応答につきましては、事務局の方で進行をお願いいたします。

○危機管理室長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ご発言ございましたらお願いいたします。なお、ご発言される場合には、画面にございますチャット機能をご活用いただき、お知らせいただきますようお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回のここまでのご意見・ご質問、ここで終了とさせていただきます。松原区長、よろしくをお願いいたします。

○大田区長

それでは、大田区国民保護計画及び、国民保護協議会の運営規定の修正については、本案をもって決定とさせていただきます。なお、今後、製本の作業に入らせて

いただく予定ですが、作業の過程において、若干の文言整理等が必要となる場合がございますので、事務局にご一任いただきますよう、お願いをいたします。

続きまして、議題の2点目、関係機関等の国民保護の取り組み状況について、本日は各機関の代表の方からご説明があります。事務局の方で進行をお願いいたします。

○危機管理室長

それでは、本日ご報告いただきますのは、警視庁及び陸上自衛隊からでございます。これからご報告します内容をお示しします資料につきましては、後日、皆様にお届けをいたしますのでご了承ください。

それでは初めに警視庁からご報告いただきます。本日ご報告いただきますのは、警視庁第二方面本部、河原管理官様でございます。河原様、どうぞよろしく願います。

○河原管理官(代理委員)

警視庁第二方面本部の警備担当管理官をしております河原と申します。警視庁の取り組み状況について、資料を二つ用意いたしました。

まず、大田区国民保護協議会資料（警視庁）の記載の資料は、警視庁が以前から取り組んでおります基本的なテロ対策について、警視庁ホームページに紹介されている内容から抜粋したものです。

平素からパートナーシップ活動を通じて、官民一体のテロ対策に取り組んでいる状況について記載しておりますので、後刻、目を通していただければと思います。

次に、「東京2020大会で実施したテロ対策」と記載した資料についてよろしいでしょうか。この資料につきましては、昨年開催された東京2020大会に伴い、警視庁が実施した主なテロ対策について、わかりやすくまとめたものです。私から簡単にご説明させていただきます。画面の資料をご覧ください。

一つ目は、競技会場等への侵入防止対策です。1ページ目の左にあります、セキュリティペリーメーター、スウィープ&ロックダウンとありますのは、境界線で囲まれた競技場エリア内を、危険物がないかよく点検し、関係者以外を立ち入らせないという意味です。右側にあります通り、入場する際は本人確認と所持品検査が行われました。これらは、警備員や大会スタッフと協力して実施をいたしました。2ページ目も、不正な侵入を防ぐ対策の状況について、記述したものであります。

二つ目は、車両突入テロ防止対策です。車で途中突入されないように、施設管理者に働きかけて、ボラードを設置してもらっている様子や警察の大型車両を配置している状況です。

三つ目はドローン対策です。法整備による規制や積極的な広報等により、ドロー

ンを使用したテロの防止に努めました。

四つ目は、爆発物や化学剤等を使用したテロへの対策です。テロへの標的となりやすいソフトターゲット対策として、事業者との協議会の設置等を通じて、警察と合同でテロ対処訓練等を実施するとともに、自主警備の強化を働きかけました。

薬局等で市販されている化学薬品を調合して、爆発物等を作ろうとする事案に備え、販売業者との連携に努めた状況でございます。

これは、パートナーシップ参画者など、住民の方々に参加をしていただき、合同パトロールを実施している状況です。

今後も関係行政機関、民間事業者、地域住民の方々と連携して、テロ経路を許さないまちづくりを推進してまいります。私からの説明は以上でございます。

○危機管理室長

河原様、どうもありがとうございました。それでは続きまして、自衛隊からでございます。ご報告いただきますのは、陸上自衛隊第1普通科連隊中隊長桜井様でございます。桜井様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○桜井委員(内部情報等の言及があるため、一部省略しております。)

ただいま紹介に預かりました、陸上自衛隊第1普通科連隊中隊長の桜井と申します。よろしくお願ひします。資料の共有をお願ひします。

こちら写真については、第1普通科中隊の隊員の様子になります。こちら任務完遂後の写真となっております。

本日は二つの内容につきまして、説明させていただきます。

まず、オリンピック・パラリンピックでどのような活動をしたかという成果について、説明をさせていただきます、それとあわせて国民保護で取り組んでいることについて、説明したいと思います。

陸海空自衛隊防衛省につきましては、大きく三つの役割を担っておりました。一つがセキュリティ確保、二つ目が、式典等の大会運営の直接支援、もう一つにつきましては、実際選手の方を数十名輩出しておりました、自衛官アスリートの育成という、大きく三つの役割を防衛省自衛隊として担っておりました。その中で式典大会運営におきましては、皆さんも開会式・閉会式でご覧になった通り、実際国旗を持って掲揚を行っております。

また、セキュリティ確保というところで、防衛省としましては、次の三つの任務をしておりました。

一つ目が、我が国の上空を含む警戒監視、こちらは主に航空自衛隊が主体となっております。

二つ目が、大規模災害もしくはテロを含む、災害が発生した場合の被災者救援支援、こちらの任務に従事しておりました。

三つ目が、サイバーセキュリティ対策と、サイバーテロ、こちらの方に対する対

処についても行っておりました。

この中で二つ目の被災者救援支援については、テロや震災等に発生した場合に備えて、それに向けた事前の訓練や、大会開催期間中についてはいつでも対処できるように即応体制を維持しておりました。

以上がオリンピック・パラリンピックで実際に行われたこととなりますが、実際に説明する国民保護の内容とほぼ同一の内容で、実施しましたのでその詳細については次に、ご説明させていただきたいと思っております。

続いて、防衛省自衛隊の国民保護の考え方についてご説明したいと思っております。上の目的につきましてもは国民保護法の第一条から抜粋したものになります。

その中で、防衛省の計画、国民保護実施に係る基本的な考え方としましては、武力攻撃事態の排除・措置に支障を起ささないということが第一の任務となっております。そして、可能な限り、国民保護を実施するのが基本的な考え方になります。

こちらにつきましては、国民保護を各自治体、区の方から要請し、そのあと最終的に我々自衛隊については命令を持って行動しますので、その命令が出るまでの一連の手順を記載したものになります。

区長から、都知事の方を通じ、防衛大臣、防衛大臣から命令を受け、部隊等については行動するような流れとなっております。その中で、自衛隊が具体的に実施することの事例として、大きく四つの項目を今準備しております。

役割としてその中の一つ目が、「住民の避難」となります。こちらについては、避難住民の誘導や人員整理、交通整理を実施することができる一例となっております。

次に、「避難住民等の救援」について、こちらは捜索・救出や医療活動への提供、食料・飲料水等の物資輸送等についても行っております。

また三つ目、こちらにつきましては「武力攻撃災害の対処」となっております。実際に核や生物、化学物質汚染等の特殊な災害対象から、生活関連施設の安全確保に至るまでの、武力攻撃災害に対する対処についても取り組んでおります。

最後に、「応急復旧等」については、危険な地域の瓦礫の除去、施設等によって応急・復旧や道路の警戒を自衛隊としましては、実施する事項となっております。日々の訓練におきましては、こういったことを念頭に置きながら、通常の訓練とともに、こちらの方についても、しっかりと日々、編成訓練をさせていただいております。

防衛省自衛隊の取り組みについて、簡単ではありますがご説明をさせていただきました。以上になります。

○危機管理室長

どうもありがとうございました。それぞれ専門的なお立場から、我々を守ってくれるということで様々なことを行っているということが、皆様もおわかりだったかと思っております。

それでは、議題の2点目を以上で終了させていただきます。松原区長よろしくお願ひいたします。

○大田区長

河原様、桜井様、貴重なお話ありがとうございました。今後の区の対策の参考にさせていただくとともに、引き続き区の国民保護対策においてご協力を賜りたいと存じます。

続きまして、議題の3点目、「今後の国民保護の取り組みについて」でございます。内容につきましては、事務局から説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○防災計画担当課長

それでは議題の3点目、「今後の国民の取り組み」について、事務局から説明をさせていただきます。再び資料番号2番、「令和4年大田区国民保護協議会の議事概要」の方をご覧ください。

冒頭区長のご挨拶にもありましたように、世界では、大規模なテロが多く発生している状況が依然として続いており、テロと同様の犯罪についても、我が国を含む世界で発生をしております。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会は終了しましたが、依然として大都市での大規模なテロ等の発生が懸念されている状況に鑑みまして、引き続き、緊急対処事態への対処を重視し、あわせて感染症対策など複合的な状況を考慮しながら取り組んでいく必要があると考えております。

大規模集客施設ごとの計画や、マニュアルへの反映につきましては、これまでの取り組みを通じて得られた成果をより具体的なものとする必要があり、現地における実地検証を経て、総合体育館など大規模集客施設ごとの計画やマニュアルに反映していく必要があります。

この際、大田区においてどのようなテロが起きる可能性があるのか、起きるとしたら、どのような場所の可能性があるのか、などを大規模集客施設以外の事態類型についても、具体的なリスクの検討や対策の検討が必要であると考えております。

従いまして職員や指定管理者を対象としたテロ対策講習会を現在企画しており、先日、1回目の講習会を実施したところです。

今後は、大田区において専門的な知見を、専門家の方から伺いながら、あるいは警察、自衛隊はじめ関係機関の皆様のご協力もいただきながら、テロのリスクがあるような場所、大田区内で選定しまして、その場所における具体的な対策についての研究等を進めていきたいという風に考えております。

今後のスケジュールのところにありますように、当面はテロ対策講習会等を通じまして、知見を高めていくというところを進めまして、来年度は、具体的な計画や

マニュアル等の反映を行い、最後に、訓練等で検証してまいります。私からの説明は以上でございます。

○大田区長

ありがとうございます。それでは、質疑応答に移りたいと思います。質疑応答について事務局の方で進行をお願いいたします。

○危機管理室長

それでは、ここまでの説明、今後の区の取り組みということでご説明申し上げましたが、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。チャット機能をご活用いただきまして、お知らせいただければと存じます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちましてご意見・ご質問等、終了させていただきます。松原区長よろしくお願いいたします。

○大田区長

それでは、今後の国民保護の取り組みにつきましては、この通り進めていくことといたします。最後に、本日の会議全般につきまして、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、以上で次第の通り、本会の全ての議事を終了させていただきます。議事が終了しましたので、司会を事務局に戻させていただきます。

○危機管理室長

松原区長どうもありがとうございました。委員の皆様本当にありがとうございました。本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。

これからも引き続き、大田区の国民保護対策につきましてご協力賜りますようお願い申し上げます。

本日はリモート会議にもかかわらず、皆様のご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。長時間にわたり大変お疲れ様でございました。

以上で、大田区国民保護協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。